

平成24年1月25日

警察庁刑事局組織犯罪対策部

犯罪収益移転防止管理官付PT係 御中

一般社団法人 信託協会

**「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
政令の整備等及び経過措置に関する政令案(仮称)」等に関する意見について**

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

	政省令条文※	意見
1	政令第8条/省令第7条	信託に係る契約の締結に際しては、信託を設定する一定の目的(信託目的)が明確にされるが、当該信託目的が明示された形で信託契約を締結することが「取引を行う目的」の確認に当たると理解して差し支えないか。
2	政令第8条/省令第7条	信託の受益者との間の法律関係の成立に際しての受益者の取引を行う目的とは、信託契約における信託目的の達成に伴う利益を享受することに他ならないと考えるが、信託契約の内容を確認することが「取引を行う目的」の確認に当たると理解して差し支えないか。
3	政令第8条・附則第4条	施行日前に信託に係る契約を締結した本人確認済みの既存顧客との間で、施行日以後に政令第8条に定める特定取引を行う場合、改正法に規定された取引を行う目的や職業・事業内容等の確認が必要となるのはどの特定取引か。
4	法第10条/政令第8条	取引時確認事項を最新の情報に保つ措置は政令第8条に定める特定取引毎に講じる必要があるか(例えば預金の受入れを内容とする契約と信託に係る契約をほぼ同時期に締結する場合、それぞれの特定取引に関して何らかの措置を講じる必要があるか)。

※

法：改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律

政令：改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令

省令：改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

以上